

第 1 次神河町行財政改革大綱

(平成 1 8 年度~平成 2 7 年度)

《第 2 次改訂版》

平成 2 3 年 6 月

兵 庫 県 神 河 町

神河町行財政改革の基本的な考え方

1. 背景

神河町の行財政改革については、平成18年度に「第1次神河町行財政改革大綱」及び「神河町行財政改革実施計画（集中改革プラン）」を策定、さらに、平成20年度には「第1次神河町行財政改革大綱」及び「神河町行財政改革実施計画（集中改革プラン）」の第1次改訂版を策定し、積極的・計画的に行財政改革を推進してきました。

その結果、職員や議員数の削減、課の統廃合等による行政の組織再編、経費削減や保育所民間委託等による効率的な行政運営を推進することで、一定の成果を上げてきております。

しかしながら、国においては労働力人口の減少、本格的な少子高齢化時代の到来による社会保障費が増大する反面、経済の低成長や不況で税収が落込み、自治体の財源不足、財政破綻の顕在化など社会情勢が悪化する中で、住民の行政健全運営に対する要請はますます大きくなってきております。

神河町においては合併後5年が経過しましたが、人口の減少や税収の落込みは続き、平成21年度決算で実質公債費比率が22.5%と依然厳しい行財政状況は変わりなく、財政調整基金の減少、職員数の適正化、赤字施設・重複施設の在り方等の問題が散在しており、行財政改革への取組に対して厳しい視線が向けられています。

そのような中、平成23年3月11日発生した東日本大震災は、未曾有の大災害であり、日本の経済、社会全体の基盤を大きく揺るがすものとなりました。今後は、震災復興財源の捻出のため、国庫補助負担金・地方交付税等の削減は避けて通れないものとなります。

こうした神河町を取り巻く経済環境の悪化に的確に対応するため、「第1次行財政改革大綱」の再見直しを行うとともに、「神河町行財政改革実施計画（集中改革プラン）」の後期5カ年（平成23年度～平成27年度）を策定し、これまでの行財政改革から更に発展したより簡素で効率的・効果的な行財政改革を推進することが急務となっています。

2. これまでの取組実績

(1) 実施計画（集中改革プラン）の実績額（金額の効果が判明している分）

【前期5カ年（平成18年度～平成22年度）財政効果額】

- 各年度効果額の単純計 30.7億円
- 累積効果額 75.8億円

(2) 実施計画（集中改革プラン）の主な取組実績

（前期5ヵ年（平成18年度～平成22年度）の実績項目）

【地方分権時代に即応した行政運営の徹底について】 累積効果額 59.2億円

- 課の統廃合
- 職員数・議員数の削減、人件費の抑制、手当等の削減
- 学校の統合
- 投票所等の削減
- 経費節減
- 投資的事業の抑制

【神河町の財政基盤の強化について】 累積効果額 11.7億円

- 工業団地の企業誘致
- 分譲宅地等の完売
- 税・料金徴収率の向上
- 使用料・手数料の見直し
- 繰上償還の実施
- 広告収入

【簡素で効率的な行財政システムの確立について】 累積効果額 1.8億円

- 民間委託の推進
- 寺前保育所の民営化
- 長谷支所の廃止
- 水道、下水道の企業会計への移行

【地域政策とパートナーシップの推進について】 累積効果額 3.1億円

- ごみの減量化、有料化
- 観光交流人口の拡大
- 定住人口の増
- 民間活力の活用

3. 財政見通し

人口減少による町税収入の減少、少子高齢化社会の進行による福祉・医療関係経費の増加等が見込まれます。さらに、東日本大震災の影響による国庫補助負担金、地方交付税の削減が予想され、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

4. 行財政改革大綱の基本方針

地方分権や財政健全化法が施行されている中で、従来にも増して多様な住民ニーズと健全運営の要請に迅速かつ的確に responding していくため、基礎的自治体は行財政基盤の強化と自立能力の向上が求められています。自ら考え、自らの力で、地域の特色を生かした個性的で魅力あるまちづくりを実現する必要があるため、以下の考えを基本とした行財政改革に取り組みます。

(1) 地方分権時代に即応した行政運営について

少子高齢化社会による人口構成の変化、国際化、情報化などが急速に進んでおり、新しい行政課題や時代の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる体質をつくりま

す。
また、前例にとらわれることなく、新たな視点から政策形成する職員の能力開発と意識改革による行政体質の強化を図ります。

(2) 神河町の財政基盤の強化について

地方自治法第2条「最少の経費で最大の効果をあげる」「常にその組織および運営の合理化に努める」を基本とし、事務事業の見直しなどによる経常経費の削減を図り、確固たる行財政基盤を構築します。

(3) 簡素で効率的な行財政システムの確立について

行財政を取り巻く環境は大変厳しく、今後の事業実施にあたっては、簡素で効率的・効果的な行政運営に努めます。

(4) 地域政策とパートナーシップの推進について

今後における行政と住民の関係は、大切なパートナーとしてお互いが理解し、住民の参画を得ていく必要があることから、住民にできることは住民に、地域でできることは地域で、という考え方に立ち、住民参加・住民参画を進めながら協働によるまちづくりに努めます。そのためには、できる限り目標の数値化を図り、かつ具体的で住民にわかりやすいものとし、積極的な情報公開と広報等による進捗状況の公表に努めます。

5. 行政改革大綱の推進期間

この行財政改革大綱の推進期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間です。

また、毎年度ごとの実施計画（集中改革プラン）を策定し、計画的に推進します。（実施計画の期間は平成23年度から平成27年度までの5年間）

6. 計画の進行管理・公表方法

(1) 行財政改革推進本部での進行管理

計画を着実に推進するために、庁内に設置している「神河町行財政改革推進本部」において、効果的な進行管理に努めます。

(2) 行財政改革推進委員会への報告

計画の進行状況について、住民代表等で構成されている「神河町行財政改革推進委員会」に報告し、行財政改革の推進にかかる意見や提案をいただきます。

(3) ホームページなどによる公表

計画の進捗状況については、ホームページや広報等により、わかりやすく効果的に公表します。

7. その他

この行財政改革大綱は、推進期間中においても随時見直し（改定）を行い、積極的に行財政改革を推進します。

・第1次改訂：平成21年4月

・第2次改訂：平成23年6月

行財政改革推進の主要事項

1. 地方分権時代に即応した行政運営について

(1) 時代に即応した組織機構の再編と人事管理制度・給与制度の確立

① 課の統廃合

組織機構の再編については、18部局を約半数程度に統廃合することを目的として、平成20年1月に合併後初めてとなる見直し（4減1増の15部局）とグループ制の導入を行い、さらに平成22年度には政策調整課を総務課に統合（1減の14部局）し、簡素で効率的な行政運営を推進していますが、さらなる効率化を図るため常に状況を把握するとともに、組織力が衰退することがないように十分に検討しながら順次統廃合（削減）を進めます。

② 職員数の削減、人件費の抑制、給与削減、手当等の削減

職員数についても類似団体の状況と比較して多い状況となっています。また、人件費比率も高く、このことが町の財政運営に大きな影響を与えているといっても過言ではないため、今後は職員給与（特別職含む）の適正な水準の維持や職員数の削減により経常的経費（人件費）の削減を図ります。

また、次の事項については計画的に実施します。

- ・ 職員給与について、常にラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を基準とした指数：100）を上限とし、県や近隣市町の状況も把握しながら、神河町としての適正な給与水準となるよう、特別職を含む全職員を対象に給与、手当等の削減に取り組みます。
- ・ 地域手当について支給率0%を継続します。
- ・ 特殊勤務手当については町民の理解が得られるものに限り措置することとし、支給の実態を公表しながら積極的な見直しを行い、適正化を図ります。
- ・ 超過勤務手当については、超過勤務計画書を作成するとともに、管理職が随時ヒアリングを実施し内容や実態を十分把握・分析することで効率化を図り、超過勤務手当の削減に努めます。
- ・ 超過勤務の代休への振替処理についても制度の柔軟な運用を行う等により職員の健康管理を図りながら手当の削減に努めます。

③ 給料・各種手当等の支払い方法

給料・各種手当等の支払い方法について、事故防止および事務の効率化を図るため全職員に対し振込みによる支払いを更に積極的に推進します。

④ 勤務評価・昇格試験

職員の能力を十分発揮させるため、適材適所に配置することが、行財政運営の効率につながるため、以下の施策を実施します。

- ・ 仕事の成果、取組姿勢、日常の勤務態度など職務遂行上見られる能力等に

ついて、公正で理解度の高い統一基準による客観的な勤務評価、人事評価等の制度を早期に導入し、職員の意識改革及び効率的行財政運営に努めます。

- ・ 管理職への登用について昇任試験の導入を検討し、あわせて係長昇任時にも昇任試験の実施を検討します。
- ・ 人事評価制度の全職員での実施を行い、人材育成と意識改革促すことで組織力の強化に努めます。また、将来的には人事評価制度が確立した段階で評価結果を処遇に反映します。
- ・ 給料表における級別の職員定数を設け、役職者の飽和状態を解消することで組織形態の適正化に努めます。
- ・ 職員研修については、従来の自治研修所等上級同級研修機関に頼るだけでなく、職員の資質、能力向上を目指した職場における独自研修の計画的な実施に努めます。

⑤ 学校施設の効率化

幼・小・中学校のあり方については別途教育委員会で設置している「学校教育審議会」で答申が出されていますが、将来人口予測を見ても少子化により子どもの数が減少していくことは明らかなため、すでに統合された中学校に続き、小学校（幼稚園含む）の統合についても、既に平成25年4月に3校の統廃合と1校の新設が決定していますが、さらに行財政改革推進委員会の答申を尊重するとともに、学校教育審議会答申との調整を踏まえ推進します。

(2) 定員管理方針の策定と確立

① 正職員定数の目標値を早期達成

平成23年4月1日現在の神河町の職員は353人で、うち病院関係職員(180人)を除くと173人(普通会計143人・特別会計30人)となっています。この人数は類似団体や同規模の近隣町と比較しても多い状況であるため、下記により計画的な削減を図ります。

- ・ 神河町の職員数(病院関係を除く)は、近隣町や類似団体等の数値からも第一段階として130人(普通会計)を当面の適正人数とし、定年退職や勧奨退職制度による退職者募集により職員数の削減に努力します。また、次の段階ではコンピュータの特性を最大限活用し、より一層業務の効率化を図り、住民サービスのあり方も考慮しながら更に20%の削減も検討します。

なお、削減期間中における超過人数については、技術の習得や業務能力向上のために、費用負担も期待できる国・県等への派遣や出向に積極的に取り組み、負担軽減を図るとともに、あわせて民間企業への派遣、出向、転籍等も研究します。また、近年顕著になりつつある税や保険税、その他公共料金の滞納徴収、地籍調査の早期完了等への対応のためのプロジェクトチーム(課、係)等を編成し、緊急的措置として職員を配置するなどの措置を講じ

ます。

- ・ 職員数の削減は最優先される課題ですが、一方では職員採用の抑制による若年層職員の不在が今後の問題にもなりつつあるため、別途退職者数に対する採用者数に関する基本的な考え方や職員採用計画を設け、計画的な採用に努めるとともに、職員採用試験における年齢制限を緩和（引き上げ）すること等により、全年齢階層で均衡のとれた職員の在職状況になるよう努めます。
- ・ 勸奨退職における下限年齢を現行の50歳（勤続20年以上）を45歳（勤続20年以上）に引き下げており、勸奨方法の工夫や周知の徹底を図り勸奨退職による退職者の増加と拡大を図ります。
- ・ 人員配置は正職員での対応を原則とし、臨時職員については徹底した見直しを行います。（定年退職後の再雇用は客観的理由がない限り行わない。）
また、やむを得ない理由で臨時職員を採用する場合は一般募集を行うなど、公平性・公正性を確保します。
- ・ 外線電話については電話交換手を廃止し、ダイヤルイン方式に見直したが、代表番号への通話が今なお多い状況である。今後においても関係機関等への番号案内について、各課で積極的に対応する等、効率的なダイヤルインの利用に努めます。

(3) 行政組織の効率的再編

① 議会議員の定数、その他行政委員の定数

議会議員の定数削減については、地方分権の進展や町合併により町の面積も広くなり議員の責任もより重くなっていますが、一方では議会の活性化や議員の個々の資質を高めることも重要となっています。

議員定数について、平成21年3月定例会で定数14人とする条例が可決され、平成22年4月の選挙は定数14人で行われましたが、次回の選挙においては、県下の状況を勘案し、定数を12人とされても、議会機能を維持しつつ効率的な運営が図れるものと考えます。

行財政改革を積極的に進める中で、議会にも同一步調での取組について協力を求めるとともに、今後も議会の自主的な判断・取組をいただきながら、行政と議会が連携した取組に努めます。

なお、その他行政委員等の定数（総数）についても、引き続き定数の設定基準・根拠等を確認しながら情勢に応じて適正な数に是正します。

② 消防団組織の再編成

消防団組織は平成18年4月1日に再編し、その後小規模分団の統合も行ってきましたが、なお各分団の規模等に格差があり、団員数確保の面や昼間人口の減少等も考えると、装備の見直しも含めた消防組織の再々編成を行なうことが効率的な消防団活動の実現につながるものと思われます。

今後においては、近年多発する大規模災害を想定した防火、防災体制の見直しを行うことを念頭に置き、町内7分団制（現行のブロックで1分団とし、集落ごとに地区隊を編成）を基本とし、装備についても「消防力の整備指針」等を基本に地域性等を考慮しながら車両種別配備基準等を策定し、順次適正な装備に更新していくことで組織の効率的運営（昼間の消防活動の充実、町外在住団員の解消等）を図ります。

また、平日昼間における火災発生時への対応については、担当課が迅速に情報収集、交通整理等を行い、初期消火に努めます。

③ 選挙関係

町の選挙（町長、議会議員選挙等）については、全額一般財源での執行となるため、財源の確保が必要となりますが、可能な限り経費節減に取り組みます。

- ・ 投票所やポスター掲示場設置箇所の削減については既に取り組を進めているため、今後は選挙人に対し更に十分な周知と配慮を行い、理解を得ることで円滑な執行と高投票率の維持に努めます。

④ 集落組織の再編成

神河町内には39の自治会組織がありますが、その規模には格差があります。効率的で効果的な行政運営を行なう場合、一定規模（適正規模）での自治会組織（集落組織）に再編成することが有効と思われませんが、各自治会の自主的な判断・取組によるところが大きく、それぞれ集落財産や歴史的、文化的な地域性が存在していることから、画一的な再編を行うことは難しい状況です。今後においては、限界集落や分譲地のあり方等将来を見据えた研究を行います。

(4) 町有財産の整理合理化

① 施設の統合と利活用

社会体育施設について現在の運営方法等を再点検し、民間企業への全面委託等の方式も視野に入れながら、施設の効果的な運営に努めます。

② 庁用自動車の整理

庁用自動車については本庁、出先も含め平成23年4月1日現在63台（普通、軽四、マイクロバス、）を保有しているが、稼働率の調査結果により管理台数の適正化を図ります。

また、車種についても普通乗用車の更新時には原則として軽四輪自動車やハイブリッド車等に切り替えるよう公用車の更新計画に基づき、維持経費の削減にも努めます。

(5) その他

① 経費の節減

經常事務における経費について、積極的な節減に努めます。

- ・電気料金 LED電球を導入するとともに、職員一人ひとりの心がけで節電に努めます。
また、ESCO事業等の省エネ事業も積極的に研究します。
- ・電話料金 町内への電話は可能な限りCATV電話の使用を徹底し、電話料金の削減に努めます。
- ・燃料費 公用車用燃料や庁舎用燃料等についても公用車台数の適正化やバイオディーゼル燃料の活用、省エネ事業などへの積極的な取り組みにより節減に努めます。
- ・消耗品費 事務用品等消耗品については無駄な購入、使用を控えるとともに、図書等（新聞紙含む）の購入についても現状を再確認し、不要なものは中止する等の積極的な対応を行います。
- ・郵便料 同一の宛先への文書は合送を徹底し、また、メール等の活用により郵便料の削減に積極的に取り組みます。
また、差出通数をまとめることで、郵便料金の割引制度の適用が受けられることから、郵便の発送回数の検討を行います。
- ・食糧費 食糧費についてはその支出について関心が高いことから、事業実施上真に必要なもののみとし、原則支出は行わない。
- ・清掃費 庁舎内の清掃業務については業者委託を行っているが、出来る範囲で職員自ら清掃を行い、委託料の削減に取り組みます。

上記項目について積極的な取組を行いますが、その実施については職員一人ひとりの心がけによるところが大きいので、その意識付けや実施方法等については、職員で構成する「事務改善検討委員会」等で更なる積極的な検討・実施・点検・評価を行います。

また、ISOシリーズの認証の取得を目指すことは、継続した経費削減等（改善）への取組が期待できる反面、認証審査の際には多額の費用が必要なため、費用対効果を十分調査し導入を検討します。

② 投資的事業の抑制

投資的事業については、厳しい財政状況のもとでの実施となることから、事業等の徹底した見直しを行うとともに、1件につき3,000万円以上の新規事業については、予算策定時までに役場内政策調整会議で妥当性等を協議し、投資的経費の抑制に努めるとともに、外部審査機関の設置を検討します。

また、継続事業であっても見直しを行い、事業効果の低い事業については、縮小・廃止・休止等の対応を行います。

なお、事業実施にあたっては、有利な起債や補助金であっても、町にとって必要な事業かどうかを十分検討し、安易に資金面からの事業実施は行いません。

2. 神河町の財政基盤の強化について

(1) 自主財源の確保のあり方

① 未利用町有地の売却または有効活用

未利用町有地も大切な町の財産ですが、将来にわたり利活用が見込めない土地については処分を検討します。

特に、優良な町有地の処分に関しては、住宅マスタープランに位置づけ、民間企業の賃貸住宅等の建設、運営を促進するなどの利活用を検討し、早期処分に努めます。

また、法定外公共物（廃里道・廃水路）については、所定の手続きを経て払い下げを行うことで適正な管理に努めます。

② 企業の誘致

懸案であった兵庫一神崎工業団地の残り区画は平成22年3月で完売しました。平成22年4月に兵庫県産業集積条例の促進地域に指定されたことを契機に、企業誘致の優遇措置をフルに活用して、町内への企業誘致を促進するため、まず平成22年度は、町内全域への進出企業に対する固定資産税の課税免除条例の制定と、企業立地促進法基本計画の策定及び経済産業省の基本同意を得て、課税免除額の一定額を交付税措置で補填される制度を設置しました。

今後は町内の工場適地指定について、町内平野部の大部分を占める農振農用地の指定解除手法の検討を進め、県産業集積条例の促進地域の拠点地区を指定し、近隣市町と同等以上の自治体独自の優遇制度の制定を図るなど、制度面と実際の土地提供の便宜を図るなど、さらなる企業誘致に努めます。

③ 分譲宅地の早期販売

しんこうタウンについては、1期分譲地及び2期分譲地の全ての区画で契約が完了したが、3期分譲地については平成23年度から着手しています。今後は販売、契約が円滑に行えるよう取り組みます。

(2) 町税収入等の確保強化

① 固定資産税の適正な税率、課税客体の把握

旧神崎町と旧大河内町とでは課税客体（特に新增改築家屋）の把握方法に違いがあったため、統一した方法に見直しを行いました。今後も公平な課税事務及び課税客体の把握に漏れがないよう努めます。

また、地籍調査（旧神崎エリア）の成果の税への反映については、登記完了地区分から反映しているが、旧大河内エリアの再調査についても現地調査の早期完了・早期課税を目指し積極的に推進を行うとともに、山林部調査については旧村単位での登記完了地域から反映することになっているため積極的に現地調査を推進します。

② 町税、国保税、介護保険料、上下水道料金、給食費等の収納率向上

滞納者への対応について、公平性確保の観点からも、滞納処分の積極的取り組みを行うため「町税等滞納整理対策委員会」を設置しており、効率的な取り組みを行うことで、町全体の徴収金等徴収率向上に努めます。当面の目標として、町税については99%以上、保険税については90%以上の徴収率（現年・滞納合わせて）となるよう取り組みます。

- ・ 町税等滞納整理対策委員会において調査研究に努め、悪質な滞納者に対しては財産の差押さえを行う等法的手段をもった対応に努めます。（資産調査、差押さえ、財産処分、給水停止等）
- ・ 県の徴収専門員の派遣を受け、技術の習得に努めます。

③ 町内事業者（町内に本店、本社を置く事業者）への積極的な業務発注

町内事業者への業務発注については、地域内経済循環の基本原則であり活性化につながるだけでなく雇用確保や町民税の収入増加につながるため、積極的に業務発注をします。

(3) 受益者負担の適正化のあり方

① 使用料、手数料、受益者負担金

行政サービスの提供にあたっては、その費用は住民などからの税金で賄われています。特定のサービスの場合、受ける人と受けない人との負担の公平性を考慮すると、受益者負担の原則に則り受ける人には応分の負担をしていただく必要があります。

- ・ 手数料、使用料の積算根拠及び町と住民との負担割合等を明確化するとともに、広く住民に周知し、住民との共通認識化を図ります。
- ・ 使用料等の減免は、一定のルールのもとで行うなど公平性を確保します。
- ・ ケーブルテレビ使用料については、今後は単年度収支がほぼ均衡した運営が見込まれるため、独立採算での運営を目指し、収益は後年度における施設更新経費として基金に積み立てるなどし、より一層のサービスの充実・提供に努めます。
- ・ 社会教育施設、社会体育施設等での使用料等の負担については、平成21年度に社会体育施設での免除規定を見直し、使用料の改正を行った。今後も住民サービスの公平性を第一に考え、使用料の適正な負担について取り組みます。
- ・ 支障のない範囲で公共施設等へのネーミングライツ（施設命名権）導入を検討します。
- ・ 職員の駐車場利用について、受益者負担の観点から利用料等の徴収について更に検討を続けます。

(4) 補助金等の適正化のあり方

① 単独補助負担金の適正化

様々な団体に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方などについて検討し、整理合理化を図る必要があります。このため、補助目的を達した団体等への補助金等については補助の打ち切り等の措置を講ずる必要があります。具体的には団体等への補助ではなく、団体等が実施する事業に対する補助へと移行するなどの、町の補助金交付に関する指針に基づき、その厳格な運用により適正な補助金、負担金の執行に取り組みます。

また、委託料についても同様で、特に庁舎清掃委託料については、職員が対応できる部分は委託せず、経費の削減に努めます。

- ・ 補助金、負担金の交付に際しては、毎年各補助団体の活動状況、経理状況等を十分審査の上、適正な交付に努めます。
- ・ 各補助団体（任意団体、福祉法人等）への指導・監督等チェック機能の充実強化を図るとともに、第三者による評価を行うことにより、補助金等交付や各団体運営の適正化と効果の拡大に努めます。
- ・ 各種委託契約については過去の契約にとらわれず1年契約を基本とし、毎年委託料を見直すことにより、経費の削減と内容の充実に努めます。

② 繰出金

一部事務組合等への繰出金・負担金をできるだけ抑制するために、各事務組合においても構成町の厳しい財政事情を理解し、格段の行政改革に取り組みられるよう構成町が連携して指導・監督に取り組みます。また、将来的には複合的一部事務組合への移行も視野に入れ検討を行います。

(5) 予算編成手法の見直し

① 枠配分方式の導入

現在の予算編成は、各課・各担当からの予算要求により、財政課及び町長査定を経て実施しているが、財政を取り巻く状況は極めて厳しいものとなっていることから、現在は各科目、あるいは事業ごとに予算要求の枠（上限）を配分し、その枠内での予算要求を各課・各担当の創意工夫により行なうシステムを導入しているが、今後もその時々状況に適応したシステムの導入に努めます。

また、その予算要求の枠（上限）の設定に際しては、今後導入が予定される行政評価システムによる事務事業評価の結果と連動するよう新たな予算編成方式の構築にも取り組みます。

なお、予算の執行に際しても全額消化する体質から脱却し、徹底した予算執行の見直しを行うことで、極力執行残として残すよう努めます。

② 住民参画の組織による総合事業評価システムの検討

第1次神河町長期総合計画の基本計画策定時に設定された指標（ベンチマーク）等に基づく行政評価システムを導入し、PDCAサイクルによる施策（事業）評価を行い、次年度以降の予算編成の根拠として活用するとともに総合計画の実現に努めます。

その際評価は最終的には内部評価及び外部評価を導入し、住民が参画できるシステムとします。

なお、システム導入までの当分の間は、事業仕分けによる評価結果を尊重しながら予算編成の根拠とするとともに総合計画の実現に努めます。

(6) 特別会計・企業会計の健全化

各事業の特別会計や各公営企業会計については、安易に一般会計からの繰入金や補助金に頼ることなく、独立採算制による経営に努めます。

また、寺前地区振興基金及び長谷地区振興基金について、現状の管理の形態が適切なのかどうかの検証を行い、適正化を図ります。

(7) その他

① 実質公債費比率18%以下

平成18年度から導入された実質公債費比率については、本町は平成21年度決算で22.5%と高く、基準となる18%を超えていることから起債発行に際しては協議制でなく県の許可が必要な状態となっています。

現在は公債費負担適正化計画による厳重な財政運営を行っており、平成26年度には実質公債費比率18%未満を必ず達成するよう取り組みます。

② 繰上償還の実施

実質公債費比率の適正化のため、財源の許す範囲で繰上げ償還を積極的に行い、財政の健全化に努めます。

③ 広告収入

広報紙をはじめとした刊行物や封筒（郵便用、証明書用等）への有料広告掲載や、ケーブルテレビでのCM広告、町有地内での広告版等による収入などの自主財源の確保に向けた積極的な取組に努めます。

④ 工事等の計画的な発注

工事等の発注については工期等を勘案した上で、年間を通じて平準化を図り、計画的な発注に努めます。

⑤ ふるさと納税制度

かみかわ田舎暮らし推進事業等に取り組がなされ、多くの町外からの転入者も見込まれることから、ふるさと納税制度の周知徹底を行い、イベントの参加者等町外の方からの寄附金の獲得に努めます。また、町外居住の職員にも積極的

に納税を勧奨します。

3. 簡素で効率的な行財政システムの確立について

(1) 民間委託等の推進

① 民間委託の推進

民間委託（アウトソーシング）は、各課における仕事の範囲と内容を明確化し、住民目線の基準により行ない、職員（臨時職員を含む）が行なっている業務でも、民間委託（アウトソーシング）した方が効率的なものは積極的に外部委託し、職員数の削減に努めます。

また、各種団体事務についても役場職員の関与の必要性・範囲・限度を明確にし、各団体の自主的な運営を基本とします。

② 指定管理者施設の収益増を町財政に還元

現在町内11施設で指定管理者制度による管理運営を行なっているが、施設ごとに収益増になるよう積極的な経営に努め、指定管理料の引き下げができるよう町として指導・監督に努めます。

- ・ 各施設の根本的な見直しを行い、今後の運営について方針を明確にします。

③ 公立神崎総合病院

公立神崎総合病院は経営の健全化・効率化に積極的に取り組んでいるが、経営状況は大変厳しくなっています。

近年における医師不足等の影響も大きく、その対策と一層の経営努力が求められることから、病院における徹底した取組を行い、あわせて、各業務の民間委託も継続的に検討します。

なお、施設整備等の投資については、その必要性と経営見込みを慎重に分析し検討します。

④ 給食センター

給食センターは、学校給食共同調理所として町内小・中学校、幼稚園等の給食の調理、配膳、洗浄、消毒、清掃等の作業を行っていますが、今後においては作業の部分委託も視野に入れながら民間委託ができないか検討を行い、現状よりコストの削減とサービスの向上が見込める作業から民間委託に移行します。

また、近年問題化しつつある給食費の滞納についても、解消に向け積極的な取組を行います。

⑤ ケーブルテレビ運営

ケーブルテレビ事業は民間業者でも運営が可能なもので、三セクによる運営を行っている団体もあるため、全町整備が完了したことから、独立採算での運営を目指し、サービスの充実・向上に努めるとともに、民間委託（業務の一部委託や指定管理による運営を含む）による事業実施について検討します。

また、ケーブルテレビ運営に関する経費の透明化を図るために、特別会計化等の是非を検討するとともに、利用料金の滞納徴収についても積極的に取組を

行います。

⑥ 寺前保育所

寺前保育所は町営による運営を行っていたが、平成20年4月から民営化を実施しています。

今後は、町内2ヶ所の私立保育園（所）の安定した運営が維持できるよう指導・監督に努めます。

⑦ 町民温水プール

町民温水プールは年間約3,000万円以上の委託料が計上されているが、委託内容の見直しや、ホテルモンテローザとの相乗効果も勘案し、指定管理者制度導入により委託料の削減が可能と思われることから、移行について検討・協議を行うとともに、指定管理者制度導入が困難な場合は運営費用が高額であることから（最終的には）廃止を含めた検討を行います。

また、住民等へ積極的にPR活動を行うことにより、利用を促進します。その際コミュニティバスの有効活用についても十分考慮します。あわせて使用料についても類似施設等を参考に適正な使用料の検討を行います。

⑧ 重複（類似）公共施設のあり方

2町が合併したため、性格の類似した施設が存在しています。今後は施設の利用状況や必要性等について検討を行い、存続・統合・縮小・廃止等を念頭においた方針を決定します。原則的には類似施設は旧町意識にとらわれず統廃合の上再編します。

- ・ 中央公民館と神崎公民館
→ 公民館運営については、住民の自主的運営（NPO）による事例もあり、成果も見込めることから検討を行います。
- ・ 神崎支庁舎
→ 地域局部門について、健康福祉課との統廃合を進めます。
- ・ 長谷支所
→ 地域住民の理解を求め、平成22年4月末で廃止し、10月より㈱長谷に業務委託しています。

(2) 行政評価制度の構築

① 行政評価システム

第1次神河町長期総合計画の基本計画策定時に設定された指標（ベンチマーク）等に基づく行政評価システムを構築し、町が実施する事務事業の目的や必要性の明確化及び効果測定を行ない、その測定結果により事務改善や事務事業の見直しを図るとともに、予算配分の適正化や社会情勢に機敏に対応できる組織づくりを進めます。

当面は、平成22年度で実施した「事業仕分け」を継続・実施することで、行政評価制度構築のための参考とします。

② 企業会計方式を導入したバランスシート

町の財政状況は、決算時に議会や広報等で公表していますが、従来手法に加え、資産の状況を把握するためのバランスシートや事業のコスト分析を中心とした行政コスト計算書などを作成し、町民に公表いたします。

平成21年度からは、普通会計に特別会計や公営企業会計等の財政状況も加えた連結バランスシートを作成の上、自らの団体の行財政状況を分析・公表し、職員と町民が情報を共有することで健全な財政運営に努めています。

③ 水道、下水道の統一と企業会計への移行

水道事業及び下水道事業の会計方式が旧町ごとに違っていたが、平成19年度から企業会計方式に統一した。今後においては事業の安定経営のため、徹底した経費の削減に取り組むとともに、適正な料金改定も視野に入れた経営の健全化に努めます。

4. 地域政策とパートナーシップの推進について

(1) 住民自治を広げる自治組織との協働

① 地域サロンで自主活動

これまでの行政主導による活動から、これからは住民自治の観点からも自治会の自主的な取組により特色ある自治会組織にすることが肝要です。そのためには「地域サロン」を有効的に活用し役割分担を明確にします。

② ゴミの減量化、有料化

ゴミの減量化は地球温暖化防止や循環型社会の構築の上で重要な役割を果たすとともに、経費節減や職場の効率化にもつながるため、積極的に推進をしていきます。

また、家庭から排出されるゴミはクリーンセンターで処分を行なっていますが、その管理運営費と合わせ施設建設の元利償還も行っており、事務組合への負担金も年々増加していくことが予測されるため、将来的にゴミ処理の有料化について検討を進めます。

③ 交通対策

住民の町内移動手段としてのコミュニティバスについては、全町域における運行を実施しているが、利用者数が計画より大きく下回っている状況である。各種団体の事業、活動、会議にはコミュニティバス利用のPRを行うとともに、今後は職員が率先して利用するなど、利用者数の増に向けた取組を進めます。

(2) 地域資源を活用した地域振興方策のあり方

① 農林産物（特産物）直売や付加価値加工

農林産物については、従来型の生産のみの体制から脱却し、消費者ニーズに順応した販路等の拡大、特産物については、産直市や付加価値を与える加工や開発に積極的な支援を行います。

また、カドミウム米問題に関しては協議会等の開催を行い、農家の不安解消と負担軽減に取り組みます。

② 観光資源の掘り起こし及び交流人口の拡大

神河町は豊かな観光資源を有しているため、既存の観光資源のさらなる利活用と、新たな観光資源についての掘り起こしを行うとともに、町内各施設を有効的に連携させることにより交流人口の拡大を図ります。

- ・ 積極的なPR活動を展開します。
- ・ 新聞社、テレビ局、ラジオ局並びに情報発信媒体（広域観光連盟への参加、交通機関、旅行業者等）に対し常に情報提供（発信）を行い、記事や番組内で取り上げてもらうことにより積極的に町のPRを行います。
- ・ 町内の各施設を利用し、町内各種団体の事業や行事を実施できるよう積極的なPR活動に努めます。

③ 定住人口の増

交流人口の拡大とあわせ、定住人口の増については神河町行政の基盤となる重要な事項であるため、住宅施策（空家対策含む）や交通対策（利便性）、土地利用、企業誘致等の対応について積極的に取り組み、定住人口の増に努めます。

(3) 政策形成段階における町民との協働体制の推進

① 町民との協働

地域の特性にあった経済的できめこまやかなサービスを提供するため、地域課題を身近に把握している住民と町が協働してまちづくりを進めます。

- ・ 各種計画を策定する際には、より一層の住民参加を促進します。
- ・ 審議会や委員会委員への公募枠の設定や拡大を行います。

② 情報公開と透明性

地域に密着した施策や事業を展開していくために、行政情報を積極的に公開し、住民と情報を共有化することで行政の透明性の向上を図ります。

- ・ まちづくりに関する考え方や各種計画、財政状況などをはじめとした行政情報を積極的に住民に提供します。
- ・ 住民との双方向のコミュニケーションによるまちづくりを推進します。
- ・ 情報の提供にあたっては、わかりやすく整理するとともに最適な時期での提供に配慮します。
- ・ 行政の透明性の向上を図る上で、必要に応じて外部監査制度による監視機能の有効利用を検討します。
- ・ 公共工事などにおける入札・契約について、情報公開をはじめとするさら

なる取組を進めます。

- ・ 広報「かみかわ」の内容の見直しを図り、分かりやすく魅力ある広報誌づくりに取り組むとともに、情報発信媒体としての広報誌のあり方を検討します。
- ・ 予算特別委員会、決算特別委員会の会議録のホームページ上での公開に議会と連携して努めます。

③ 新たなサービスの担い手となる住民や団体（地域）への支援

住民やNPOなどの社会貢献活動団体が活動の立ち上げ時や軌道にのるまでの間の支援体制を整備する必要があります。

- ・ 町税及び施設使用料などの減免や減額、広報紙掲載などのPR活動に対する支援制度の整備について検討します。
- ・ 活動団体等がいつでも必要な助言、情報、知識を得ることができるよう、地域活動を総合的に支援する窓口の設置について検討します。
- ・ 支援にあたっては、一定のルールに基づき、公平性を確保します。
- ・ 支援の期間を一定期間で区切るサンセット方式を徹底します。

④ 民間活力の活用

限られた財源の中で必要なサービスを町民に提供するとともに、新たな行政課題に対応していくために、民間委託やPFI事業など、民間活力やノウハウを活用して住民サービスの向上を図る必要があります。

- ・ 民間の資金、経営能力・技術能力を積極的・効果的に導入し、サービスの質や量をともに確保します。
- ・ 行政内部における履行確認能力の確保等について、十分留意します。
- ・ 公の施設における指定管理者制度を積極的に導入します。
- ・ 民間委託の実施にあたっては、選定基準などの透明性を確保するとともに個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意します。